

◎ご家庭で保管してください。

**R8. 7. 21 更新版**

令和8（2026）年度版

# 緊急時の対応マニュアル

## ～もしもの時のために～

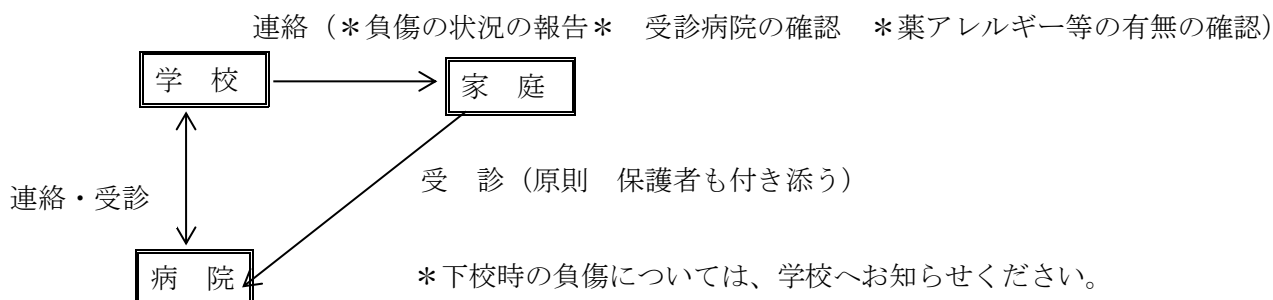
**大津市立仰木の里小学校**

**電話 077-572-1910**

**FAX 077-572-4301**

## I 学校内での児童の負傷の対応

### \* 受診の必要がある負傷時の対応について



## II 非常変災時など緊急事態における非常措置

「市立学校園における気象警報発表時ならびに災害発生時の臨時休業等の判断基準」（tetoru 配信及びHPに掲載しております。）をご覧ください。

## III インフルエンザ等による学校又は学年・学級についての対応

インフルエンザ等の感染症が発生した場合、学校医と相談の結果、学校または学年・学級を一時的に休業（閉鎖）する場合があります。その場合は、下記のように対応します。

- 1 学年・学級閉鎖の実施が決定した場合、連絡アプリ「tetoru」で、休業期間及びその理由等についてお知らせします。その際、家庭での対応・注意点について、ご協力をお願いします。  
「tetoru」に登録されていないご家庭につきましては、学校より電話で連絡します。
- 2 児童クラブへも学校から、学級閉鎖の連絡をします。

## IV 不審者が出没した場合の対応

◎児童が帰宅し、不審者に会った話を聞かれた場合は、次のように対応してください。

- 1 児童のけが等の有無を確認の上、そのときの様子や人物、車等の特定できるものがないかを聞き、下記へ連絡してください。  
○緊急を要する場合は110番                      ○仰木交番                      （573-1464）  
○大津北警察署（573-1234）                      ○その後、学校へ                      （572-1910）
- 2 学校では、内容に応じて連絡アプリ「tetoru」、文書等にて情報を提供します。

## V 児童が帰宅しないときの対応

- 1 通常の帰宅時刻になっても、児童が帰宅しないとき、学校に連絡してください。
- 2 どうしても、児童の居場所が確認できない場合は、状況を判断して関係機関に連絡を取った上、職員も手分けして捜索します。

＊児童が遊びに出るときは、「外出の5原則」（いつ、どこへ、だれと、何の用で、いつ帰る）を言ってから遊びに行くよう、日頃から家庭でもご指導ください。

## VI 緊急時の集団下校体制

### 集団下校の目的

非常変災時緊急事態における児童の安全な下校を保障するため、集団下校を実施します。

#### 【実施のめやす】

- ① 登校後、暴風警報等が発令されたり、発令が必至の場合で、単独の下校が危ぶまれたりする場合。
- ② 登校後、大雨・大雪・洪水等の警報が発令され、単独での下校が危ぶまれる場合。
- ③ 地震が発生し、緊急に下校させる場合で、単独の下校が危ぶまれる場合。
- ④ 不審者の出現など、単独での下校が危ぶまれる場合。
- ⑤ その他、単独での下校が危ぶまれる場合。

＊いずれの場合も、学校長の判断で決定します。

※児童の安全が確保されないときは、学校待機とします。

その際は、保護者への直接引き渡しを原則とし、保護者と一緒に下校をしていただきます。

＊集団下校の決定については、連絡アプリ「tetoru」でお知らせします。

「tetoru」に登録されていないご家庭につきましては、学校より電話で連絡します。